

岡本の国会での答弁

177-参-農林水産委員会-8号 平成23年05月10日

○柴田巧君 是非、最大限の努力をしていただきたいと思います。

今回の事件を受けて、私だけではなくて多くの皆さんがそうだと思いますが、今までのいろんな食品衛生の、生食用の食肉の衛生基準のことについて、こうだったのかと驚いた方が圧倒的に多いと思うんですね。

御案内のように、この生食用食肉の衛生基準というのは、一種のガイドライン、目標として定められて示されてきたにすぎず、法的拘束力がなかったと、ないものだということですね。厚労省によれば、馬肉以外の食肉で衛生基準を満たすものが流通していないということですが、そういった事実でありますとか、衛生基準を満たさない食肉を生で食べた場合には今回みたいなようなことが起き得るといようなことが、実はほとんど知られていないか周知されていなかったということがあると思うんですね。

しかも、近年、食の嗜好の多様化、あるいは韓流ブームもあったかもしれませんが、生肉を日常的に食べるような今状況になっていて、あるいはグルメブームと言ってもいいかもしれませんが、そういう状況が、実態があったにもかかわらず、厚労省としては、そういったことを、こういうおそれが、危険性がある、あるいは厳格な態度で業界等々に対してこなかつたということは大変責任が私は重いのではないかと考えているんですけども、そこら辺はまず厚労省としてはどのように御認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君) 今委員から御指摘がありましたように、生食で肉を食べるということについて確かに様々なリスクがあるということは事実であり、実際に関係団体においても生食で肉を食べることについての注意喚起をこれまでもしていたというふうには承知をしていますし、現実的に保健所等でそういった周知のための文書を作っている実態も、私、この事件があつてから説明は事務方から受けました。

ただ、今委員から御指摘のとおり、私自身もそういった注意喚起をしているということを知つたというのはこの事件があつて知つたということもあり、周知がされていなかったのではないかと御意見は、誠にその点について我々も課題として持たなきゃいけないんだろうというふうに思っています。

ただ、その一方で、厚生労働省としては、これまでも毎年夏には、いわゆる食肉を処理又は販売する施設並びに屠畜場及び食鳥処理場に関する注意喚起、監視、指導を徹底するような夏期一斉取締りというのをやってきているのも事実でありまして、確かに法的に直罰ですぐ取り締まるというような形の生食の基準ではないと言われればそうではありますけれども、しかし、様々な形で注意喚起を行ってきたという事実もまたこれあるということも御理解をいただきたいと思います。

○柴田巧君 今回のこういう事件を受けて、またこれまでの在り方の反省も踏まえて、しっかりこの後どう対応していくかということがより大事だと思っておりますが、大塚副大臣も先ほど答弁をされてはおりましたが、確認の意味も含めてお聞きをしたいと思いますけれども。

とにもかくにも、この生食用の食肉の基準を満たさない肉がユッケなどで今後提供されないように、あるいはまた馬肉や鳥肉など生食されている他の肉での基準が守られているかどうか、しっかり監視、指導をこれから強化する必要があると思っておりますし、何よりも、先ほど十月一日云々というようなお話もありましたが、迅速にこの法改正をしっかりとやると、生食用の衛生基準を食品衛生法に規定をして、違反した場合の罰則をしっかりと定めるということが大事だと思いますけれども、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘がありましたように、今回の生食用牛肉を取り扱う食肉処理場及び飲食店における生食用食肉の衛生基準の遵守状況をどう徹底をしていくかということですが、緊急監視を今依頼をしているところでありまして、こちらにつきまして、この六月五日までの間にこういった実態を把握をし、そして今後、先ほど御指摘がありました食品衛生法に基づく規格基準を設けていく方向で作業を進めていきたいというふうには考えています。

現時点においては、少なくとも本日付けで、生食用の食肉を提供する飲食店における生食用の加工を行った施設名の掲示や食肉取引の際の生食用の加工の有無の文書の確認についての指導を依頼しておりますし、また、先ほどお話をしました生食用食肉の衛生基準については、法律の中で、これは食品安全基本法の第二十四条の第一項に基づいて食品安全委員会の意見を聴く必要もあります。これにも一定程度の時間が掛かるということもあり、これにつきましては既に何とか早く行ふべきだという声がありますが、大臣の方からも作業を秋ごろまでにはというようなことで御発言もいただいておりますと承知をしております。

なお、ほかの肉についてはどうするのかということですが、牛肉と並んで馬肉についても今回のこの作業の対象としていくところでありまして、そのほか、鳥肉、豚肉等の生食というのも含め、また、他の肉も生食をしている方もいるのかもしれないし、そういったところのどこまでというのはなかなか今ここではにわかにお話はできませんが、鳥肉については生食の機会が増えてきており、引き続き、ホームページ等を通じて危険性の周知を行っていくということ、それから規制の在り方についても検討していかないといけないという段階にはあるんだろうと思っておりますが、現実的になかなか難しい。また、豚肉については、生食はもうやめていただくということをお願いをするしかないんだろうというふうに思っております。